地方厚生(支)局医療指導課長 都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課題



使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。 以下「薬価基準」という。)の一部が平成21年3月23日付厚生労働省告示第94号をもっ て改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、 関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

収第0327009号 21.3.27 北海道厚生局

- 1 薬価基準の一部改正について
 - (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(内用薬2品目及び注射薬10品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
 - (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区:	分内	用	薬	注	射	薬	外	用	薬	歯科用薬剤	計	
品目	数 8	, 9	1 6	4,	4	5 0	3,	1	4 7	4 2	16, 55	5

- 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について ゴナールエフ皮下注ペン450、ゴナールエフ皮下注ペン900
 - (1) 本製剤は、低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一第2章

第2部第2節第1款区分「C101」の在宅自己注射指導管理料を算定できる

ものであること。 (2) 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、 在宅自己注射指導管理料を算定する場合、注入器加算は算定できないものであ ること。

薬価基準告示

	No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
1	内用薬	エビリファイ内用液0.1%	アリピプラゾール	0.1%1mL	95 . 40
2	内用薬	ニューロタン錠100mg	ロサルタンカリウム	100mg 1 錠	252 . 00
3	注射薬	ゴナールエフ皮下注ペン450	ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)	450国際単位0.75mL1 筒	30, 473
4	注射薬	ゴナールエフ皮下注ペン900	ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)	900国際単位1.5mL1筒	60,090
5	注射薬	ネスプ静注用10μg/1mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換 え)	10μg1mL1筒	3, 128
6	注射薬	ネスプ静注用15μg/1mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	15μglmL1筒	4, 416
7	注射薬	ネスプ静注用20μg/1mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	20μg1mL1筒	5, 641
8	注射薬	ネスプ静注用30μg/1mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	30μg1mL1筒	7, 946
9	注射薬	ネスプ静注用40μg/1mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換え)	40μg1mL1筒	10, 130
10	注射薬	ネスプ静注用60μg/0.6mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換 え)	60μg0.6mL1筒	14, 285
11	注射薬	ネスプ静注用120μg/0.6mLプラシリンジ	ダベルポエチン アルファ (遺伝子組換 え)	120 μ g0. 6mL 1 筒	25, 521
12	注射薬	ブスルフェクス点滴静注用60mg	ブスルファン	60mg 1 瓶	39, 542